

- (丙) 諸君ハ集合中ニ領テ編成シテ行動ニ付テ注意セシムルコト
- (丁) 諸君間ノ距離ハ三十間以上ヲ保持スルコト
- (戊) 各隊間ノ距離ハ三間以上ヲ保持スルコト
- (己) 諸君ハ隊ヲ集結シテハ隊列ニ付テ注意セシムルコト
- (庚) 諸君ハ隊ヲ集結シテハ隊列ニ付テ注意セシムルコト

三、諸君間ノ距離

- (一) 諸君ハ隊中ニ於テ隊列ニ付テ注意セシムルコト
- (二) 諸君ハ隊中ニ於テ隊列ニ付テ注意セシムルコト
- (三) 諸君ハ隊中ニ於テ隊列ニ付テ注意セシムルコト
- (四) 諸君ハ隊中ニ於テ隊列ニ付テ注意セシムルコト
- (五) 諸君ハ隊中ニ於テ隊列ニ付テ注意セシムルコト
- (六) 諸君ハ隊中ニ於テ隊列ニ付テ注意セシムルコト
- (七) 諸君ハ隊中ニ於テ隊列ニ付テ注意セシムルコト
- (八) 諸君ハ隊中ニ於テ隊列ニ付テ注意セシムルコト
- (九) 諸君ハ隊中ニ於テ隊列ニ付テ注意セシムルコト
- (十) 諸君ハ隊中ニ於テ隊列ニ付テ注意セシムルコト

財團法人協調會大阪支所

- (イ) 行列途中ハ濫リニ断足又ハ停止セザルコト
 - (ロ) 何人ト雖モ途中ニ於テ行列ニ参加スルコトヲ許サベシコト
 - (ハ) 本運動中其目的以外ノ行動ニ出テントスル虞アル者ニ對シテハ之レカ参加ヲ禁シ若クハ除ヲ命スル場合アルコト
- 三、部隊責任者
- (イ) 本運動ニハ總指揮者ヲ定メ一切ノ責ニ任スルコト
 - (ロ) 總指揮者ハ出發前一般参加者ニ對シ常應ノ注意制限事項ヲ徹底セシメ置クコト
 - (ハ) 總指揮者ノ外各部隊ニ部隊責任者(八名)ヲ置キ所屬部隊ノ責ニ任スルコト
 - (ニ) 各組ニハ監督者二名以上ヲ附シ所屬隊員ニ關スル責任スルコト